

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (3件)	(経営支援課) 1
○保安林の指定の予定 (3件)	(治山林道課) 2
○基本測量の実施の通知 (3件)	(用地対策課) 3
落札公告	
○落札者等の公告	(警察本部会計課) 3

規 則

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第58号

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

高知県訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「雇用対策法（）」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（）」に、「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第626号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小

売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正
- 届出者の住所
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
高知パワーセンター
高知市介良字長丁317-1ほか
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役 社長 水野 泰三	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9-10
青山商事株式会社	代表取締役 社長 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	東京都港区赤坂九丁目7-1
高知出版販売株式会社	代表取締役 社長 隅田 遼介	高知市若松町8-4
株式会社チヨダ	代表取締役 船橋 浩 司	東京都杉並区成田東四丁目39-8
株式会社大創産業	代表取締役 社長 矢野 博丈	広島県東広島市西条町大字吉行字向一丁目4-14

株式会社よどや	代表取締役 佐藤 均	高知市高須三丁目28-30
---------	---------------	---------------

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役 社長 水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
青山商事株式会社	代表取締役 社長 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地1
株式会社マックハウス	代表取締役 社長 白土 孝	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩 司	東京都杉並区荻窪四丁目30-16
株式会社大創産業	代表取締役 社長 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社ティ・イズム	代表取締役 辻野 秀 信	大阪府中央区城見一丁目2番27号

- 変更年月日
平成30年3月1日
- 変更理由
小売業者の入替え並びに代表者及び住所の変更のため
- 届出年月日
平成30年7月19日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (2) 事業者によっては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第627号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
- (2) 届出者の住所
高知市山手町81番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマート山手店
高知市山手町78番地1ほか
- (4) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマート	代表取締役 中村 彰宏	高知市知寄町二丁目1番37号

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマート	代表取締役 中村 彰宏	高知市山手町81番地
株式会社大創産業	代表取締役 社長 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

- (5) 変更年月日
平成30年5月25日
- (6) 変更理由
設置者の住所変更及び小売業者の入店のため
- 2 届出年月日
平成30年7月13日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者によっては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第628号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
- (2) 届出者の住所
高知市山手町81番地
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマート山手店
高知市山手町78番地1ほか
- (4) 変更しようとする事項
荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 2箇所
(変更後) 3箇所
- (5) 変更年月日
平成31年3月14日
- (6) 変更理由
荷さばき施設の機能的な運用を図るため

- 2 届出年月日
平成30年7月13日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者によっては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第629号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡中土佐町上ノ加江字トコロ谷3841、字笹場5025
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字トコロ谷3841・字笹場5025（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第630号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町杉ノ川字鴨淵山乙233の12
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第631号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
幡多郡黒潮町佐賀字へい坂山3529の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字へい坂山3529の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第632号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成30年7月11日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成30年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）

2 作業期間
平成30年8月1日から同年12月28日まで

3 作業地域

高知市、須崎市、四万十市、長岡郡大豊町、土佐郡大川村、吾川郡いの町及び仁淀川町、高岡郡中土佐町、佐川町、樺原町、津野町及び四万十町並びに幡多郡黒潮町

高知県告示第633号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成30年7月11日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成30年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）

2 作業期間
平成30年7月17日から平成31年2月28日まで

3 作業地域
室戸市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町

高知県告示第634号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成30年7月11日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成30年8月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

2 作業期間
平成30年7月17日から同年12月28日まで

3 作業地域
香南市、安芸郡北川村、長岡郡本山町及び大豊町並びに吾川郡いの町

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年8月7日

高知県警察本部長 小柳 誠二

1 落札に係る借入物品の名称及び数量
土佐NET端末 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30

3 落札者を決定した日
平成30年7月17日

4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号

5 落札金額
月額 1,335,744円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日
平成30年5月25日